

国際裁判官委員会（IAJ/UIM）
第1研究委員会 2020年質問票

「懲戒手続と司法の独立」

質問：

- 1) 貴国において裁判官に対する懲戒手続が正当とされるのは、どういった申立理由の場合ですか。対象となるのは、各個人の職場での振る舞いだけですか。または私生活における振る舞いも対象になりますか。例を挙げてください。裁判官が出した判決の内容も懲戒手続きの対象となる可能性がありますか。裁判官はどのような状況でも自身が出した判決の内容について刑事責任を問われる可能性がありますか。
- 2) 貴国で裁判官に対する懲戒手続きを担当する機関はどこですか。その懲戒手続きを行う機関は、処分を科す機関と同じですか。懲戒手続きの担当機関（及び処分を科す機関と同じでない場合は、裁判官に対して処分を適用する機関）はどのような構成になっていますか。裁判官だけで構成されますか。裁判官以外の者も混じった構成ですか、それとも、司法機関以外の専門家だけで構成されますか。該当機関（複数ある場合はそのすべて）の構成について説明してください。
- 3) 貴国では裁判官にはどのような懲戒処分を科すことができますか。懲戒処分には、免職も含まれますか。犯罪で有罪判決を受けた場合、免職処分となる可能性がありますか。
- 4) 貴国において裁判官に対する懲戒手続が行われる場合、公正な審理が与えられますか。裁判官に懲戒処分を科す決定に対して不服を申し立てることができますか。懲戒手続中、裁判官の職務を停止することはできますか。懲戒手続中職務を停止された裁判官は引き続き通常どおり給与を得ますか。それとも、裁判官は減給されますか。
- 5) 貴国では司法の独立を損なうと判断されるような懲戒手続に関する変更が最近行われましたか。行われた場合は、そうした変更は法令により導入されたものですか。または既存の法律を別の方法で適用したものですか。具体的に記載してください。

2021年に扱うテーマの提案

質問票への回答と合わせて、2021年に取り上げるべきテーマに関する提案を提出してください。

第1研究委員会議長

- 1 裁判官は、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があったときは懲戒される。私生活における振る舞いも懲戒の対象となる。例えば、私生活において品位を辱める行状があった場合は懲戒の対象となる。裁判官が出した判決の内容が懲戒手続の対象となることはない。裁判官は、自身が出した判決の内容について刑事責任を問われることはない。
- 2 裁判官に対する懲戒手続は裁判所が担当する。裁判官に対する懲戒は、当該裁判官に対して監督権を行う裁判所が申し立てた裁判手続により行われる。裁判官に対する懲戒手続を行う機関は、裁判官だけで構成される。地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の裁判官については、高等裁判所が裁判権を有し、最高裁判所及び高等裁判所の裁判官については、最高裁判所が裁判権を有する。
- 3 裁判官に対して科される懲戒処分は、戒告又は1万円以下の過料である。懲戒処分には免職は含まれない。犯罪で有罪判決を受けた場合、懲戒処分により免職されることはないが、弾劾裁判により罷免される可能性がある。
- 4 裁判官に対する懲戒は、裁判手続により、公正に審理される。裁判官の懲戒について高等裁判所がした裁判官に対しては、最高裁判所に抗告することができる。懲戒手続中、裁判官の職務を停止することはできない。
- 5 司法の独立を損なうような懲戒手続に関する変更が行われたことはない。